

A17 Q1-16と同様に、その海外旅行が社会通念上一般的な旅行であれば、そのスタッフの経済的利益は非課税となります。

慰安旅行に参加したことにより受ける経済的利益の課税上の取り扱いについては明確化されています。

(1) 海外旅行の場合

その旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、スタッフ等の参加割合・事業主およびスタッフ等の負担額および負担割合などを総合的に勘案して実態に即した処理を行います。次のいずれの要件も満たしている場合には、原則として経済的利益（給与）として課税しなくても差し支えありません。

① その旅行に要する期間が4泊5日以内のものであること

（目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数による）

② その旅行に参加するスタッフ等の数が全スタッフの50%以上であること

ただし、上記いずれの要件も満たしている旅行であっても、自己の都合で旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合には、参加者と不参加者の全員にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与の支給があったものとされます。

(2) 研修旅行の場合

研修旅行が診療所の業務を行うために直接必要な場合、その費用は給与として課税されません。ただし、直接必要でない場合は研修旅行の費用がそのスタッフの給与として課税されます。

また、診療所の業務を行うために直接必要な部分と必要でない部分がある場合、直接必要でない部分の費用は、参加するスタッフの給与として課税されます。このような場合は、旅行企画書、パンフレット等を保存し、また研修報告書を記録するなどして直接必要な部分の日数と金額を証明する必要があります。